

## ○富津市議会委員会条例

昭和62年12月21日

条例第27号

〔注〕平成15年3月から改正経過を注記した。

富津市議会委員会条例(昭和46年条例第5号)の全部を次のように改正する。

(常任委員会の設置)

第1条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)

第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1) 総務産業常任委員会 8人

ア 総務部の所管に属する事項

イ 企画政策部の所管に属する事項

ウ 建設経済部の所管に属する事項

エ 会計課の所管に属する事項

オ 議会事務局の所管に属する事項

カ 農業委員会の所管に属する事項

キ 選挙管理委員会事務局の所管に属する事項

ク 監査委員事務局の所管に属する事項

ケ 消防本部、署の所管に属する事項

コ 教育福祉常任委員会の所管に属さない事項

(2) 教育福祉常任委員会 8人

ア 市民部の所管に属する事項

イ 健康福祉部の所管に属する事項

ウ 教育委員会の所管に属する事項

(一部改正〔平成16年条例19号・18年17号・26号・23年19号・25年1号・27年26号・28年14号・31年13号・令和4年20号〕)

(常任委員の任期)

第3条 常任委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(一部改正〔平成19年条例13号〕)

(議会運営委員会の設置)

第4条 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、7人とする。

3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。

(一部改正〔平成16年条例19号・23年19号〕)

(常任委員及び議会運営委員の任期の起算)

第5条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。

(一部改正〔平成19年条例13号〕)

(特別委員会の設置)

第6条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

(一部改正〔平成25年条例1号〕)

(資格審査特別委員会、懲罰特別委員会の設置)

第7条 議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があったときは、前条第1項の規定にかかわらず資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会が設置されたものとする。

2 資格審査特別委員及び懲罰特別委員の定数は、前条第2項の規定にかかわらず12人とする。

(委員の選任)

第8条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)の選任は、議長の指名による。

2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。

3 議長は、常任委員の申出があるときは、当該委員の委員会の所属を変更することができる。

4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条(常任委員の任期)第2項の例による。

(一部改正〔平成19年条例13号・25年1号〕)

(委員長及び副委員長)

第9条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長及び副委員長がともにないときの互選)

第10条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長の議事整理権、秩序保持権)

第11条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第12条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長、副委員長の辞任)

第13条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

(委員の辞任)

第14条 委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(一部改正〔平成19年条例13号〕)

(招集)

第15条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(委員会の開会方法の特例)

第15条の2 委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会を開くことができる。ただし、第20条(秘密会)第1項の秘密会は、この限りでない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をして、委員会に出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

(追加〔令和7年条例14号〕)

(定足数)

第16条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第18条(委員長及び委員の除斥)の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第17条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合において、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(委員長及び委員の除斥)

第18条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(傍聴の取扱)

第19条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(秘密会)

第20条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に諮って決める。

(一部改正〔平成19年条例13号〕)

(出席説明の要求)

第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

(一部改正〔平成27年条例26号・令和7年14号〕)

(秩序保持に関する措置)

第22条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)、富津市議会会議規則(昭和62年議会規則第1号。以下「会議規則」という。)又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長はこれを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

(一部改正〔平成15年条例12号・19年13号・令和7年14号〕)

(公聴会開催の手続)

第23条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(一部改正〔令和7年条例14号〕)

(意見を述べようとする者の申出)

第24条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否をその委員会に申し出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

(一部改正〔令和7年条例14号〕)

(公述人の決定)

第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

(一部改正〔令和7年条例14号〕)

(公述人の発言)

第26条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(一部改正〔令和7年条例14号〕)

(委員と公述人の質疑)

第27条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書等による意見の陳述)

第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(一部改正〔令和7年条例14号〕)

(参考人)

第29条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。

4 参考人については、第26条(公述人の発言)、第27条(委員と公述人の質疑)及び前条(代理人又は文書等による意見の陳述)の規定を準用する。

(一部改正〔令和7年条例14号〕)

(記録)

第30条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印をしなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

(一部改正〔平成19年条例13号・令和7年14号〕)

(会議規則への委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年条例第16号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成3年条例第15号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 富津市議会運営委員会規約(昭和46年富津市議会規約第1号)は、廃止する。  
附 則(平成4年条例第40号)  
この条例は、平成4年11月24日から施行する。  
附 則(平成8年条例第11号)  
この条例は、平成8年4月25日から施行する。  
附 則(平成12年条例第36号)  
この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号及び同条第2号の改正規定は、平成12年4月25日から施行する。  
附 則(平成13年条例第1号)  
(施行期日)
- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例施行の際、改正前の規定による総務常任委員会、文教厚生常任委員会、経済水道常任委員会及び建設常任委員会の委員、委員長及び副委員長は、改正後の条例に定める総務常任委員会、民生教育常任委員会、経済環境常任委員会及び建設水道常任委員会の委員、委員長及び副委員長にそれぞれ選任されたものとみなし、その任期は改正前の条例の規定に基づく各常任委員会委員の残任期間とする。
- 3 この条例施行の際、現に改正前の条例の規定に基づく常任委員会に議会閉会中の継続審査事件として付託されている事件は、改正後の条例の規定に基づく当該所管常任委員会にそれぞれ承継するものとする。  
附 則(平成15年条例第12号)  
この条例は、平成15年4月1日から施行する。  
附 則(平成16年条例第19号)  
(施行期日)
- 1 この条例は、平成16年4月25日から施行する。  
(富津市中小企業資金融資条例の一部改正)
- 2 富津市中小企業資金融資条例(昭和47年富津市条例第13号)の一部を次のように改正する。  
(次のよう略)  
(青少年問題協議会設置条例の一部改正)
- 3 青少年問題協議会設置条例(昭和46年富津市条例第45号)の一部を次のように改正する。  
(次のよう略)  
附 則(平成18年条例第17号)  
(施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(青少年問題協議会設置条例の一部改正)
- 2 青少年問題協議会設置条例(昭和46年富津市条例第45号)の一部を次のように改正する。  
(次のよう略)  
附 則(平成18年条例第26号)  
この条例は、平成19年4月1日から施行する。  
附 則(平成19年条例第13号)  
この条例は、公布の日から施行する。  
附 則(平成23年条例第19号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、次の一般選挙から施行する。ただし、次項の規定は、次の一般選挙後初めて招集される富津市議会の招集の日から施行する。

附 則(平成25年2月25日条例第1号)

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

附 則(平成27年3月24日条例第26号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の富津市議会委員会条例第21条の規定は適用せず、この条例による改正前の富津市議会委員会条例第21条の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成28年3月18日条例第14号)

この条例は、次の一般選挙後初めて招集される富津市議会の招集の日から施行する。

附 則(平成31年3月20日条例第13号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和4年12月14日条例第20号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月25日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。